

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>4—1・4—2 (省略)</p> <p>4—3 <u>相続財産法人から与えられた分与額等</u></p> <p>4—4 <u>分与財産等</u>に加算する贈与財産</p> <p>第9条((その他の利益の享受))関係</p> <p>9—1～9—13 (省略)</p> <p><u>9—13の2 配偶者居住権が合意等により消滅した場合</u></p> <p>9—14 (省略)</p> <p>第4節 財産の所在</p> <p>第10条関係</p> <p>10—1～10—6 (省略)</p> <p><u>10—7 特別寄与料の所在</u></p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第13条((債務控除))関係</p> <p>13—1～13—8 (省略)</p> <p><u>13—8の2 特別寄与料の額が特別寄与者の課税価格に算入されない場合</u></p> <p>13—9・13—10 (省略)</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係</p> <p>19の2—1・19の2—2 (省略)</p> <p>19の2—3 <u>相続を放棄した配偶者</u>に対する相続税額の軽減</p> <p>19の2—4～19の2—19 (省略)</p> <p>第3節 相続時精算課税</p> <p>第21条の9((相続時精算課税の選択))関係</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>4—1・4—2 (同左)</p> <p>4—3 相続財産法人から与えられた分与額</p> <p>4—4 分与財産に加算する贈与財産</p> <p>第9条((その他の利益の享受))関係</p> <p>9—1～9—13 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>9—14 (同左)</p> <p>第4節 財産の所在</p> <p>第10条関係</p> <p>10—1～10—6 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p>第1節 相続税</p> <p>第13条((債務控除))関係</p> <p>13—1～13—8 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>13—9・13—10 (同左)</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係</p> <p>19の2—1・19の2—2 (同左)</p> <p>19の2—3 配偶者に対する相続税額の軽減</p> <p>19の2—4～19の2—19 (同左)</p> <p>第3節 相続時精算課税</p> <p>第21条の9((相続時精算課税の選択))関係</p>

改正後	改正前
<p>21の9-1～21の9-4 (省略)</p> <p>21の9-5 令和2年1月1日前の贈与に係る相続時精算課税選択届出書の添付書類</p> <p>第3章 財産の評価 (省略)</p> <p>第4章 申告及び納付 (省略)</p> <p>第5章 更正及び決定 (省略)</p> <p>第6章 延納及び物納 (省略)</p> <p>第7章 雑則 (省略)</p>	<p>21の9-1～21の9-4 (同左)</p> <p>21の9-5 住所又は居所を証する書類</p> <p>第3章 財産の評価 (同左)</p> <p>第4章 申告及び納付 (同左)</p> <p>第5章 更正及び決定 (同左)</p> <p>第6章 延納及び物納 (同左)</p> <p>第7章 雑則 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p>(納税義務の範囲)</p> <p>1の3・1の4共—3 . . .</p> <p>(注) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に非居住外国人(平成29年4月1日から相続若しくは遺贈又は贈与の時まで引き続き法施行地に住所を有しない個人であって日本国籍を有しないものをいう。以下1の3・1の4共—3において同じ。)から相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において法施行地に住所を有しない者であり、かつ、日本国籍を有しない個人については、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)附則第31条第2項の規定により非居住制限納税義務者に当たすることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">. . .</p> <p>(農地等の贈与による財産取得の時期)</p> <p>1の3・1の4共—10 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))本文の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下1の3・1の4共—10においてこれらを「農地等」という。)の贈与又は同項第7号の規定による届出をしてする農地等の贈与に係る取得の時期は、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日後に贈与があったと認められる場合を除き、1の3・1の4共—8及び1の3・1の4共—9にかかわらず、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p>(納税義務の範囲)</p> <p>1の3・1の4共—3 . . .</p> <p>(注) 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間に非居住外国人(平成29年4月1日から相続若しくは遺贈又は贈与の時まで引き続き法施行地に住所を有しない個人であって日本国籍を有しないものをいう。以下1の3・1の4共—3において同じ。)から相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した時において法施行地に住所を有しない者であり、かつ、日本国籍を有しない個人については、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)附則第31条第2項の規定により非居住制限納税義務者に当たすることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">. . .</p> <p>(農地等の贈与による財産取得の時期)</p> <p>1の3・1の4共—10 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))本文の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下1の3・1の4共—10においてこれらを「農地等」という。)の贈与又は同項第6号の規定による届出をしてする農地等の贈与に係る取得の時期は、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日後に贈与があったと認められる場合を除き、1の3・1の4共—8及び1の3・1の4共—9にかかわらず、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p>

改正後	改正前
<p>(相続財産法人からの財産分与の時期等)</p> <p>4—1 民法第958条の3第1項((特別縁故者に対する相続財産の分与))の規定による相続財産の分与については、次のような段階を経て行われるので、相続開始後相当の期間(最短13か月)を経て行われることに留意する。</p> <p>(1) 民法第952条((相続財産の管理人の選任))の規定による相続財産の管理人の選任及び公告</p> <p>(2) 民法第957条((相続債権者及び受遺者に対する弁済))の規定による相続債権者及び受遺者に対しその請求の申出をすべき旨の公告</p> <p>(3) 民法第958条((相続人の搜索の公告))の規定による相続人があるならばその権利を主張すべき旨の公告</p> <p>(4) 民法第958条の3の規定による特別縁故者の財産分与の請求</p> <p><u>また、特別寄与者が支払いを受けるべき特別寄与料の額については、同法第1050条第2項((特別の寄与))の規定により、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過するまで又は相続開始の時から1年を経過するまで家庭裁判所に対し処分の請求ができることから、相続開始後相当の期間を経て確定しうることに留意する。</u></p> <p>(相続財産法人から与えられた分与額等)</p> <p>4—3 民法第958条の3の規定により相続財産の分与を受けた者が、当該相続財産に係る被相続人の葬式費用又は当該被相続人の療養看護のための入院費用等の金額で相続開始の際にまだ支払われていなかったものを支払った場合において、これらの金額を相続財産から別に受けていないとき<u>又は同法第1050条の規定による支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した特別寄与者が、現実に当該被相続人の葬式費用を負担した場合には、分与を受けた金額又は特別寄与料の額からこれらの費用の金額を控除した価額をもって、当該分与された価額又は特別寄与料の額として取り扱う。</u></p> <p>(分与財産等に加算する贈与財産)</p> <p>4—4 民法第958条の3の規定により相続財産の分与を受けた者又は同法第1050条の規定による<u>支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した特別寄与者が当該相続に係る被相続人の相続の開始前3年以内に、被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、法第19条の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>第9条((その他の利益の享受))関係</p>	<p>(相続財産法人からの財産分与の時期等)</p> <p>4—1 民法第958条の3第1項((特別縁故者に対する相続財産の分与))の規定による相続財産の分与は、次のような段階を経て行われるので、相続開始後相当の期間(最短13か月)を経て行われることとなるのであるから、特に留意するものとする。</p> <p>(1) 民法第952条((相続財産の管理人の選任))の規定による相続財産の管理人の選任及び公告</p> <p>(2) 民法第957条((相続債権者及び受遺者に対する弁済))の規定による相続債権者及び受遺者に対しその請求の申出をすべき旨の公告</p> <p>(3) 民法第958条((相続人の搜索の公告))の規定による相続人があるならばその権利を主張すべき旨の公告</p> <p>(4) 民法第958条の3の規定による特別縁故者の財産分与の請求</p> <p>(相続財産法人から与えられた分与額)</p> <p>4—3 民法第958条の3の規定により、<u>相続財産の分与を受けた者が、当該相続財産に係る被相続人の葬式費用又は当該被相続人の療養看護のための入院費用等の金額で相続開始の際にまだ支払われていなかったものを支払った場合において、これらの金額を相続財産から別に受けていないときは、分与を受けた金額からこれらの費用の金額を控除した価額をもって、当該分与された価額として取り扱う。</u></p> <p>(分与財産に加算する贈与財産)</p> <p>4—4 民法第958条の3の規定により、<u>相続財産の分与を受けた者が当該相続に係る被相続人の相続の開始前3年以内に、被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、法第19条の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>第9条((その他の利益の享受))関係</p>

改正後	改正前
<p><u>(配偶者居住権が合意等により消滅した場合)</u></p> <p><u>9—13の2</u> 配偶者居住権が、被相続人から配偶者居住権を取得した配偶者と当該配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意若しくは当該配偶者による配偶者居住権の放棄により消滅した場合又は民法第1032条第4項((建物所有者による消滅の意思表示))の規定により消滅した場合において、当該建物の所有者又は当該建物の敷地の用に供される土地(土地の上に存する権利を含む。)の所有者(以下9—13の2において「建物等所有者」という。)が、対価を支払わなかったとき、又は著しく低い価額の対価を支払ったときは、原則として、当該建物等所有者が、その消滅直前に、当該配偶者が有していた当該配偶者居住権の価額に相当する利益又は当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額(対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額)を、当該配偶者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。</p> <p><u>(注)</u> 民法第1036条((使用貸借及び賃貸借の規定の準用))において準用する同法第597条第1項及び第3項((期間満了及び借主の死亡による使用貸借の終了))並びに第616条の2((貸借物の全部滅失等による賃貸借の終了))の規定により配偶者居住権が消滅した場合には、上記の取り扱いはないことに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第4節 財産の所在</p> <p>第10条関係</p> <p><u>(特別寄与料の所在)</u></p> <p><u>10—7</u> 特別寄与料については、法第10条第1項各号に掲げる財産及び同条第2項に規定する財産のいずれにも該当しないことから、同条第3項の規定によりその所在を判定することに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格))関係</p> <p>(停止条件付遺贈があつた場合の課税価格の計算)</p>	<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4節 財産の所在</p> <p>第10条関係</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p> <p>第11条の2((相続税の課税価格))関係</p> <p>(停止条件付遺贈があつた場合の課税価格の計算)</p>

改正後	改正前
<p>11の2—8 停止条件付の遺贈があつた場合において当該条件の成就前に相続税の申告書を提出するとき又は更正若しくは決定をするときは、当該遺贈の目的となつた財産については、相続人が民法第900条((法定相続分))から第902条((遺言による相続分の指定))まで及び第903条((特別受益者の相続分))の規定による相続分によつて当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、当該財産の分割があり、その分割が当該相続分の割合に従つてされなかつた場合において当該分割により取得した財産を基礎として申告があつた場合においては、その申告を認めても差し支えないものとする。</p> <p>第13条((債務控除))関係</p> <p><u>(特別寄与料の額が特別寄与者の課税価格に算入されない場合)</u></p> <p>13—8の2 特別寄与者が制限納税義務者に該当する場合において、支払いを受けるべき特別寄与料が法第10条の規定により法施行地外にあるものとされるときは、当該特別寄与料の額は当該特別寄与者に係る相続税の課税価格に算入されないことから、相続人が支払う当該特別寄与料について、法第13条第4項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(相続時精算課税適用者の債務控除)</p> <p>13—9 法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下「相続時精算課税適用者」という。)に係る法第13条第1項及び第2項の規定の適用については、当該相続時精算課税適用者の相続又は遺贈による財産の取得の有無に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなるのであるから留意する。</p> <p>・・・</p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係</p> <p>(債務の通算)</p> <p>19—5 法第19条の規定により相続開始前3年以内に贈与によつて取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した場合においても、その加算した財産の価額からは法第13条第1項、第2項又は第4項に規定する控除はしないのであるから留意する。</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係</p>	<p>11の2—8 停止条件付の遺贈があつた場合において当該条件の成就前に相続税の申告書を提出するとき又は更正若しくは決定をするときは、当該遺贈の目的となつた財産については、相続人が民法第900条((法定相続分))から第903条((特別受益者の相続分))までの規定による相続分によつて当該財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。ただし、当該財産の分割があり、その分割が当該相続分の割合に従つてされなかつた場合において当該分割により取得した財産を基礎として申告があつた場合においては、その申告を認めても差し支えないものとする。</p> <p>第13条((債務控除))関係</p> <p>(新設)</p> <p>(相続時精算課税適用者の債務控除)</p> <p>13—9 法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下「相続時精算課税適用者」という。)に係る法第13条の規定の適用については、当該相続時精算課税適用者の相続又は遺贈による財産の取得の有無に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとなるのであるから留意する。</p> <p>・・・</p> <p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額))関係</p> <p>(債務の通算)</p> <p>19—5 法第19条の規定により相続開始前3年以内に贈与によつて取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算した場合においても、その加算した財産の価額からは法第13条第1項又は第2項に規定する控除はしないのであるから留意する。</p> <p>第19条の2((配偶者に対する相続税額の軽減))関係</p>

改正後	改正前
<p>(相続を放棄した配偶者に対する相続税額の軽減)</p> <p>19の2—3 . . .</p> <p>(配偶者が財産の分割前に死亡している場合)</p> <p>19の2—5 . . .</p> <p>(注) 第1次相続に係る被相続人の配偶者が死亡した後、第1次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判(以下19の2—5において「審判等」という。)に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該配偶者の具体的相続分(民法第900条から第904条の2((寄与分))まで(第902条の2((相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使))を除く。)に規定する相続分をいう。以下19の2—5において同じ。)のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該配偶者の共同相続人又は包括受遺者の全員の合意により、当該配偶者の具体的相続分に対応する財産として特定させたものがあるときは上記の取扱いができることに留意する。</p> <p>(隠ぺい偽装行為があった場合の配偶者の税額軽減額の計算方法)</p> <p>19の2—7の2 . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>bは、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者(以下19の2—7の2において「納税義務者」という。)が相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち被相続人の配偶者が行った法第19条の2第6項に規定する隠ぺい偽装行為による事実に基づく金額(以下19の2—7の2において「隠ぺい偽装行為に係る金額」という。)と当該納税義務者の債務及び葬式費用のうち当該配偶者が行った隠ぺい偽装行為に係る金額との合計額(当該合計額が当該納税義務者に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額(法第13条第1項、第2項又は第4項の規定の適用がある場合にはこれらの規定による控除後の金額をいう。以下19の2—7の2において「純資産価額」という。)を上回る場合には、当該納税義務者に係る純資産価額とする。)</p> <p>. . .</p> <p style="text-align: center;">第3節 相続時精算課税</p> <p>第21条の9((相続時精算課税の選択))関係</p>	<p>(配偶者に対する相続税額の軽減)</p> <p>19の2—3 . . .</p> <p>(配偶者が財産の分割前に死亡している場合)</p> <p>19の2—5 . . .</p> <p>(注) 第1次相続に係る被相続人の配偶者が死亡した後、第1次相続により取得した財産の全部又は一部が家庭裁判所における調停又は審判(以下19の2—5において「審判等」という。)に基づいて分割されている場合において、当該審判等の中で、当該配偶者の具体的相続分(民法第900条から第904条の2((寄与分))までに規定する相続分をいう。以下19の2—5において同じ。)のみが金額又は割合によって示されているにすぎないときであっても、当該配偶者の共同相続人又は包括受遺者の全員の合意により、当該配偶者の具体的相続分に対応する財産として特定させたものがあるときは上記の取扱いができることに留意する。</p> <p>(隠ぺい偽装行為があった場合の配偶者の税額軽減額の計算方法)</p> <p>19の2—7の2 . . .</p> <p>(注) . . .</p> <p>bは、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者(以下19の2—7の2において「納税義務者」という。)が相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち被相続人の配偶者が行った法第19条の2第6項に規定する隠ぺい偽装行為による事実に基づく金額(以下19の2—7の2において「隠ぺい偽装行為に係る金額」という。)と当該納税義務者の債務及び葬式費用のうち当該配偶者が行った隠ぺい偽装行為に係る金額との合計額(当該合計額が当該納税義務者に係る相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額(法第13条第1項又は第2項の規定の適用がある場合にはこれらの規定による控除後の金額をいう。以下19の2—7の2において「純資産価額」という。)を上回る場合には、当該納税義務者に係る純資産価額とする。)</p> <p>. . .</p> <p style="text-align: center;">第3節 相続時精算課税</p> <p>第21条の9((相続時精算課税の選択))関係</p>

改正後	改正前
<p>(令和2年1月1日以前の贈与に係る相続時精算課税選択届出書の添付書類)</p> <p>21の9—5 相続税法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年財令第8号。以下21の9—5において「平成31年改正省令」という。)附則第2条((相続時精算課税選択届出書の添付書類に関する経過措置))及び相続税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年財令第24号。以下21の9—5において「平成27年改正省令」という。)附則第2条第2項((申告書の添付書類に関する経過措置))の規定により、令和2年1月1日以前の贈与に係る相続時精算課税選択届出書には、次に掲げる書類の添付が必要とされていることに留意する。この場合において、当該書類のうち住所又は居所を証する書類については、当該贈与をした者又は当該提出をする者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類に代えることができることに留意する。</p> <p>1 平成31年改正省令第1条の規定による改正前の法施行規則第11条第1項第2号に掲げる贈与をした者の氏名、生年月日及びその者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類</p> <p>2 平成27年改正省令による改正前の法施行規則第11条第1項第1号に掲げる相続時精算課税選択届出書の提出をする者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(当該提出をする者が平成27年1月1日において20歳以上である場合に限る。)</p> <p>(注) 平成31年改正省令による改正前の法施行規則第11条第2項に掲げる住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることを留意する。</p>	<p>(住所又は居所を証する書類)</p> <p>21の9—5 相続時精算課税選択届出書に添付しなければならないとされている法施行規則第11条第1項第2号に規定する贈与をした者の60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類は、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類に代えることができるのであるから留意する。</p> <p>(注) 1 法施行規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることを留意する。</p> <p>2 相続税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年財令第24号)附則第2条第2項後段の規定により、相続時精算課税選択届出書の提出をする者が、平成27年1月1日において20歳以上である場合には、当該提出する者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類の添付が必要であることを留意する。この場合において、当該書類は当該提出をする者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類に代えることができることに留意する。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 申告及び納付</p> <p>第30条((期限後申告の特則))関係</p> <p>(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30—1 相続又は遺贈によって財産を取得した者で、法第27条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1項第1号から第6号までに掲げる事由により新たに納付すべき相続税額があることとなったものについては、法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者</p>	<p style="text-align: center;">第4章 申告及び納付</p> <p>第30条((期限後申告の特則))関係</p> <p>(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30—1 相続又は遺贈によって財産を取得した者で、法第27条第1項の規定による申告書の提出期限内に期限内申告書の提出義務がなく、その後において法第32条第1項第1号から第6号までに掲げる事由により新たに納付すべき相続税額があることとなったものについては、法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができるのであるから留意する。したがって、その者</p>

改正後	改正前
<p>は、次に掲げるような事由により相続税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき相続税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。</p> <p>・・・</p> <p>(3) <u>遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したこと。</u></p> <p>・・・</p>	<p>は、次に掲げるような事由により相続税の申告書の提出期限後において新たに納付すべき相続税額があることとなった場合には期限後申告書の提出ができることとなる。</p> <p>・・・</p> <p>(3) <u>遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。</u></p> <p>・・・</p>
<p>第34条((連帯納付の義務))関係</p> <p>(相続税の一部について延納の許可を受けた又は納税猶予がされた場合)</p> <p>34—4 相続税の一部について延納の許可を受けた又は納税猶予(措置法第70条の6第1項、第70条の6の6第1項、<u>第70条の6の7第1項、第70条の6の10第1項</u>、第70条の7の2第1項、第70条の7の4第1項、第70条の7の6第1項、第70条の7の8第1項又は第70条の7の12第1項)がされた場合においては、延納の許可を受けた又は納税猶予がされた相続税額以外の相続税については、法第34条第1項第1号に該当する場合を除き、同項による連帯納付の責めの対象となることに留意する。</p>	<p>第34条((連帯納付の義務))関係</p> <p>(相続税の一部について延納の許可を受けた又は納税猶予がされた場合)</p> <p>34—4 相続税の一部について延納の許可を受けた又は納税猶予(措置法第70条の6第1項、第70条の6の6第1項、第70条の7の2第1項、第70条の7の4第1項、第70条の7の6第1項、第70条の7の8第1項又は第70条の7の12第1項)がされた場合においては、延納の許可を受けた又は納税猶予がされた相続税額以外の相続税については、<u>法第34条第1項第1号に該当する場合を除き、同項による連帯納付の責めの対象となることに留意する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p>	<p style="text-align: center;">第6章 延納及び物納</p>
<p>第39条((延納手続))関係</p> <p>(物納申請の却下等がされた後に延納する場合の取扱い)</p> <p>39—5 相続税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき物納申請税額又は納税猶予税額(措置法第70条の6第1項、第70条の6の6第2項第5号、<u>第70条の6の7第2項第6号、第70条の6の10第2項第3号</u>、第70条の7の2第2項第5号、第70条の7の4第2項第4号、第70条の7の6第2項第8号、第70条の7の8第2項第4号又は第70条の7の12第2項に規定する納税猶予分の相続税の額をいう。以下同じ。)がある場合において、当該延納申請を許可する時までに、①物納申請が却下又は取り下げられているとき若しくは取り下げられたとみなされているとき、②納税猶予が認められないこととなっているときは、法第38条第1項の延納を許可することができる期間及び第2項の延納年割額の計算に当たっては、これらの物納申請又は納税猶予はなかったものとして計算したところにより、延納を許可するものとする。</p> <p>また、同条第3項に規定する贈与税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき措置法第70条の4第1項、<u>第70条の6の8第2項第3号、第70条の7第2項第5号、第70条の7の5</u></p>	<p>第39条((延納手続))関係</p> <p>(物納申請の却下等がされた後に延納する場合の取扱い)</p> <p>39—5 相続税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき物納申請税額又は納税猶予税額(措置法第70条の6第1項、第70条の6の6第2項第5号、第70条の7の2第2項第5号、第70条の7の4第2項第4号、第70条の7の6第2項第8号、第70条の7の8第2項第4号又は第70条の7の12第2項に規定する納税猶予分の相続税の額をいう。以下同じ。)がある場合において、当該延納申請を許可する時までに、①物納申請が却下又は取り下げられているとき若しくは取り下げられたとみなされているとき、②納税猶予が認められないこととなっているときは、<u>法第38条第1項の延納を許可することができる期間及び第2項の延納年割額の計算に当たっては、これらの物納申請又は納税猶予はなかったものとして計算したところにより、延納を許可するものとする。</u></p> <p>また、同条第3項に規定する贈与税額の一部について延納申請がなされ、他の一部につき措置法第70条の4第1項、<u>第70条の7第2項第5号、第70条の7の5第2項第8号又は第70条の7の</u></p>

改正後	改正前
<p>第2項第8号又は第70条の7の9第1項に規定する納税猶予を受けようとする贈与税額がある場合についても、これに準ずるものとする。</p>	<p>9第1項に規定する納税猶予を受けようとする贈与税額がある場合についても、これに準ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 雑則</p>	<p style="text-align: center;">第7章 雑則</p>
<p>第55条((未分割遺産に対する課税)関係)</p>	<p>第55条((未分割遺産に対する課税)関係)</p>
<p>(「民法の規定による相続分」の意義)</p>	<p>(「民法の規定による相続分」の意義)</p>
<p>55—1 法第55条本文に規定する「民法(第904条の2を除く。)の規定による相続分」とは、民法第900条から第902条まで及び第903条に規定する相続分をいうのであるから留意する。</p>	<p>55—1 法第55条本文に規定する「民法(第904条の2を除く。)の規定による相続分」とは、民法第900条から第903条までに規定する相続分をいうのであるから留意する。</p>
<p>第59条((調書の提出)関係)</p>	<p>第59条((調書の提出)関係)</p>
<p>(退職手当金等の支払調書の提出限度)</p>	<p>(退職手当金等の支払調書の提出限度)</p>
<p>59—1 適格退職年金契約等に基づいて2以上の信託会社又は生命保険会社が支給する年金又は一時金の額が、法施行規則第30条第3項に規定する100万円の金額を超えるかどうかは、当該2以上の信託会社又は生命保険会社が支給する金額の合計額により判定するものとする。</p> <p>・・・</p>	<p>59—1 適格退職年金契約等に基づいて2以上の信託会社又は生命保険会社が支給する年金又は一時金の額が、法施行規則第30条第1項に規定する100万円の金額を超えるかどうかは、当該2以上の信託会社又は生命保険会社が支給する金額の合計額により判定するものとする。</p> <p>・・・</p>
<p>第66条の2((特定の一般社団法人等に対する課税)関係)</p>	<p>第66条の2((特定の一般社団法人等に対する課税)関係)</p>
<p>(平成30年3月31日以前に設立された一般社団法人等に係る平成30年改正法附則による経過措置について)</p>	<p>(平成30年3月31日以前に設立された一般社団法人等に係る平成30年改正法附則による経過措置について)</p>
<p>66の2—8 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第43条第5項((相続税法の一部改正に伴う経過措置))の規定により、一般社団法人等が平成30年3月31日以前に設立されたものである場合には、法第66条の2の規定は、令和3年4月1日以後の当該一般社団法人等の理事である者(当該一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)の死亡に係る相続税について適用されることに留意する。</p> <p>・・・</p>	<p>66の2—8 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第43条第5項((相続税法の一部改正に伴う経過措置))の規定により、一般社団法人等が平成30年3月31日以前に設立されたものである場合には、法第66条の2の規定は、平成33年4月1日以後の当該一般社団法人等の理事である者(当該一般社団法人等の理事でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)の死亡に係る相続税について適用されることに留意する。</p> <p>・・・</p>